

どう そう かい かい そく 同窓会会則

第1条 (名称) この会は、「くすの木会」といいます。(平成8年11月1日設立)

第2条 (会員) この会は、広島市立広島養護学校高等部(広島県広島市中区大手町四丁目4番4号)及び広島市立広島特別支援学校高等部(広島県広島市南区出島四丁目1番1号)の卒業生や修了生を『正会員』とし、卒業学年の教職員と本会の主旨に賛同する教職員を『賛助会員』とします。

第3条 (事務局) この会の事務局は、広島市立広島特別支援学校内(所在地:広島市南区出島四丁目1番1号)に置き、役員を補佐します。

第4条 (目的) 卒業生同士の情報交換の場を保障し、親睦や連携を深め、相互の生活向上を図ることを目的とします。

第5条 (役員) 次の役員をおきます。

1. 会長 (1) 会のすべてのことをとりまとめていきます。
2. 副会長 (1) 会長の仕事を助けます。
3. 会計 (2) 会費の徴収や収集などの仕事を行います。
4. 書記 (2) 会のお知らせや行事の記録などをします。
5. 会計監査 (1) 会計が正しく行われているかを調べます。
6. 幹事 (1) 同じ卒業年度の同期会やクラス会の運営や同窓会に関する仕事をしたり、連絡を同じクラスの人にしったりします。

第6条 (役員の出選と時期)

第5条の役員1～5は総会で選出され、任期は1年で再選されてもかまいません。

第5条の6(幹事)は卒業学年の各クラスで選出され、任期は特別な事由がない限り続行されます。

第7条 (役員会及び幹事会)

1. 役員会 第5条の1～5の役員で構成し、事業、行事などの計画や総会などの原案をここで相談して決めます。(必要に応じて会長の召集により役員会を開きます。また、幹事会と合同で開くこともあります。)
2. 幹事会 同じ卒業年度の幹事の会の同期会などの運営や同窓会の事業、行事を支援します。

第8条 (会費)

1. 案内送付停止により、会費及び更新料については集めない。
2. 賛助会員は1年ごとに1口1000円を納めます。
3. 同窓会総会・お楽しみ会に参加する場合は、会費を徴収し、会の運営に充てる。(学校開催の場合は、原則100円とする。その他の場合は、実費とする。)

- だい じょう じぎょう ぎょうじ 1. 総会を開催します。
第9条 (事業・行事) イ. 総会での議題は出席者又は書面上で決定します。
2. お楽しみ会 (レクリエーション等) を開催します。
- だい じょう けいちょうひ 1. 正会員が結婚する場合は祝電を打ち、祝い金2000円を送ります。
第10条 (慶弔費) 2. 正会員が死亡の場合は弔電を打ち、香典2000円を送ります。
ただし、会費・更新料の徴収停止により、令和13年までの限定とすると共に、28
期生 (令和4年度卒) 以降の同窓生は対象となりません。
- だい じょう こもん ひろしましりつひろしまとくべつしえんがっこう 2. 広島市立広島特別支援学校長が相談役となります。
第11条 (顧問) そうだんやく
- だい じょう かいそくかいせい この決まりをかえるときは、総会で決めます。
第12条 (会則改正) き そうかい き
- だい じょう あんない 会員への案内は原則ホームページ上でお知らせします。案内の郵送を希望された方に対して
第13条 (案内) は、令和13年までは文書での送付を行います。 れいわ ねん ぶんしょ そうふ おこな
- だい じょう せつりつ この会は平成8年11月1日に設立しました。
第14条 (設立) かい へいせい ねん がつ にち せつりつ
- * この会則は平成8年4月1日より実施します。
かいそく ねん がつ にち じっし
- (付則1) 第1期生の役員 (会長、副会長、会計、書記、会計監査、連絡係) と第2期生の役員 (連絡係)
だい きせい やくいん かんじ れんらくがかり だい きせい やくいん れんらくがかり
はすべて幹事とします。
平成9年8月3日、第5～7条について改正
へいせい ねん がつ にち だい じょう かいせい
- (付則2) 平成11年8月1日、第9条について一部改正
へいせい ねん がつ にち だい じょう いちぶかいせい
- (付則3) 平成18年6月26日、第9条について一部改正
へいせい ねん がつ にち だい じょう いちぶかいせい
- (付則4) 平成19年6月、第8条について改正
へいせい ねん がつ だい じょう かいせい
- (付則5) 平成22年6月、第13条を加える
へいせい ねん がつ だい じょう くわ
- (付則6) 平成24年9月、所在地が、広島市中区大手町4丁目4番4号から、広島市南区出島4丁目1番1
だい きせい やくいん かんじ れんらくがかり だい きせい やくいん れんらくがかり
号に変更
へいせい ねん がつ しょうざいち ひろしましなかのおおてまち ちょうめ ばん ごう ひろしましみなみくでじま ちょうめ ばん
ごう へんこう
- (付則7) 平成25年6月、第10条について改正
へいせい ねん がつ だい じょう かいせい
平成25年6月、「広島市立広島養護学校くすの木会」から「くすの木会」に名称変更
へいせい ねん がつ ひろしましりつひろしまようごがっこう きかい きかい めいしょうへんこう
- (付則8) 平成27年6月、第5条について一部改正
へいせい ねん がつ だい じょう いちぶかいせい
平成27年6月、第9条について一部改正
へいせい ねん がつ だい じょう いちぶかいせい
- (付則9) 令和元年6月、第8条について一部改正
れいわがんねん がつ だい じょう いちぶかいせい
- (付則10) 令和5年6月、第6・8・9・10・13条について一部改正
れいわ ねん がつ だい じょう いちぶかいせい